平成29年3月

大阪府知事

松井一郎 様

大阪府河川整備審議会

今後の治水対策の実施に関する意見

大阪府河川整備審議会では、平成22年6月にまとめられた「今後の治水対策の進め方」に示された考え方に基づいて、河川整備計画の変更に関する審議を行ってまいりました。今般、府が管理する10ブロック、16水系について、当面目標とすべき治水安全度とそれを実現する手法を確認し、併せて、利水面や環境面に関する検討も加えた整備計画を答申したところです。この機会に審議の過程で得られた当審議会委員の共通認識について、意見具申をいたしたく、本意見書を取りまとめました。

大阪府の「今後の治水対策の進め方」では、府民の暮らす地先の洪水リスクに関する情報をわかりやすく公開すること、「逃げる」、「凌ぐ」施策を強化するとともに「防ぐ」施策を着実に進めること、「防ぐ」施策の効果を洪水リスクに関する情報に反映していくことで、府民の命を守ることを最優先としていました。「防ぐ」施策に関しては、経済合理性と公平性を重視した当面の目標設定と手法選択を行ってきたところです。その中で、「耐水型整備区間」、「ため池の治水活用」といった考え方が提示され、当面の治水目標を達成するための手法として、具体的に河川整備計画に取り入れられています。これらは、治水対策を河川のなかで行う工事に限定するのではなく、まちづくりや農業・環境政策を総合して水害リスクを管理しようとする新しい考え方に基づいています。

しかし、新しい考え方であるがゆえに、その実現に向けた手順や手続きを確かなものにする必要があります。今後、大阪府は関係する府民や機関と対話を重ねその理解を得つつ、具体的施策を実施していく必要があります。施策の効果を持続可能なものとするためには、河川空間の管理だけではなく、まち全体を適切に管理するという総合的な視点が必要であり、現存する制度や枠組みを適切に組み合わせて利用することはもちろんのこと、将来的に、大阪府全体を水害に強いまちとして維持していくため独自の制度的枠組みを構築していくことが不可欠です。

大阪府におかれましては、今般策定した河川整備計画に盛り込まれた施策を着実に実施頂くとともに、河川整備計画の審議過程における上記の指摘も踏まえた検討を進めていただきたく、意見具申をさせていただく次第です。